

区長報告第二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十二月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年二月十四日

港区長 武井雅昭

記

令和四年十二月二日議決を得た工事請負契約（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事）の契約金額「三十六億七千二百九十万円」を「三十七億五千三百三十三万二千九十円」に変更する。